



2022年5月23日

各位

会社名 グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表者名 代表取締役社長 青柳 史郎
(コード：4417 東証グロース)
問合せ先 代表取締役副社長 管理本部長 原 伸一
(TEL 03-3578-9001)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第39回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

(2) 導入の条件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月18日開催の第37回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認をいただいております。また別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額44,166千円以内とご承認をいただいております。

本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠で、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に基づく当社株式の発行又は処分のための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度により交付される株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の企業価値向上に向けた業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定する「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成されます。

本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上、業績拡大へのコミットメント、株主価値の共有を中長期的に実現するため、譲渡制限期間は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日まで、「業績連動型譲渡制限付株式」については3年以上で当社の取締役会が定める期間とします。また、譲渡制限の解除条件については、「勤務継続型譲渡制限付株式」については譲渡制限期間の開始日以降、1年以上が経過した日以降で当社の取締役会があらかじめ定める日まで継続して当社の取締役その他一定の地位にあった上で、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること、「業績連動型譲渡制限付株式」については当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって

譲渡制限を解除することといたします。

(2) 本制度に係る取締役の報酬額

本制度に係る金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額 38,000 千円以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については年額 42,000 千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年 12,000 株以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については年 13,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式 1 株当たりの払込金額は、交付にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(3) 当社株式の交付

本制度による当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めること、③業績の達成度合い等一定の事由に応じて、当社が付与株式を無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上